

# 調布市染地ふれあいの家ほか 2 施設空調設備改修工事

図面番号	内 容
M-00	図面リスト
M-01	特記仕様書(1)
M-02	特記仕様書(2)
M-03	案内図, 配置図兼仮設計画図
M-04	空調設備撤去機器表, 換気設備撤去機器表
M-05	系統図(改修前)
M-06	1階平面図(改修前)
M-07	2階平面図(改修前)
M-08	R階平面図(改修前)
M-09	空調設備新設機器表, 換気設備新設機器表
M-10	系統図(改修後)
M-11	1階平面図(改修後)
M-12	2階平面図(改修後)
M-13	R階平面図(改修後)
M-14	1階, 2階天井改修平面図
E-01	1階平面図(改修後)

件 名 調布市染地ふれあいの家ほか 2 施設空調設備改修工事

令和7年度 令和7年8月

図面リスト

No.

M-00

設計図承認日：令和7年8月12日



調布市総務部営繕課

16枚の内

<p>特記仕様書</p>
<p>第1編 共通事項</p> <p>第1章 工事概要</p> <p>1.1 工事件名 調布市染地ふれあいの家ほか2施設空調設備改修工事</p> <p>1.2 工事場所 調布市染地3丁目8番地26</p> <p>1.3 敷地面積 1326.63m<sup>2</sup></p> <p>1.4 建物概要 鉄筋コンクリート造2階建</p> <p>1.6 備考</p> <p>(2) 週休2日制工事の適用については以下による。</p> <p>○本工事は、現場閉所により実施する「週休2日工事」である。週休2日を補正し、予定価格を算出しているため、週休2日が達成できなかった場合は労務費補正分を減額変更する。詳細は東京都「財務局「週休2日促進工事」実施要領」及び「調布市週休2日制工事実施要領（以下、「調布市要領」）を参照すること。ただし、「調布市要領」における「経費」は「労務費」に読み替えるものとする。なお、交代制を行う場合は、着手日までに調布市へ必ず申し出ること。また、実施方式は途中で変更することはできない。この場合は、東京都「財務局「週休2日交代制工事」実施要領」及び「調布市要領」を参照すること。なお、「調布市要領」は、調布市ホームページから、東京都財務極の各要領は、東京都財務局建築保全ホームページから、それぞれ入手できる。</p> <p>1.7 工事種目別概要</p> <p>(1) 全館において、ガスヒートポンプ空調機の更新及び、電気ヒートポンプ空調機の新設を行う。</p> <p>(2) 全館において、空調換気扇及び換気扇の更新を行う。</p> <p>(3) 上記に伴う電気設備工事及び建築工事を行う。</p>
<p>第2章 一般事項</p> <p>調布市では、「ISO14001」に基づいた環境マネジメントシステムを構築・運営し、調布市の組織が行う事業活動における環境配慮及び環境保全に関する行動を適切に実行することとしている。</p> <p>本取組には、受注者の協力が不可欠であることから、受注者は、工事関係者の業務管理や施工管理などに当たり、本制度の趣旨の理解に努め、地球環境保全に十分配慮するものとする。</p> <p>2.1 適用範囲</p> <p>(1) 本特記仕様書では、「令和5年版 東京都機械設備工事標準仕様書」、「令和5年版 東京都電気設備工事標準仕様書」及び「令和5年版 東京都建築工事標準仕様書」（以下「標準仕様書」という。）に定めのない事項又はこれにより難しい事項を定めている。本特記仕様書に記載されていない事項については、標準仕様書のとおり施工する。</p> <p>(2) 本工事は、設計図書に従い施工することとするが、設計図書に明示されていない事項であっても工事の性質上当然必要なものについては監督員の指示に従い施工する。</p> <p>(3) 本特記仕様書の各項目における○については、本工事において適用させるものであることを示す。</p> <p>2.2 特許権等の調査について</p> <p>本工事に使用する機材及び施工方法に関する特許権等については、その有無を事前に十分調査する。</p> <p>2.3 契約不適合に関する調査への協力及び立会い</p> <p>契約書に基づく契約不適合に関して、工事目的物の引渡し日から1年以内及び2年以内に契約不適合調査（工事請負契約書第41条第1項の契約不適合及び不具合を確認するための調査をいう。）を行うので、発注者が求めた時には、受注者はその調査に協力及び立ち会うものとする。詳細は、発注者の指示による。</p> <p>2.4 成績評定について</p> <p>調布市工事成績評定要綱（平成17年3月3日付要綱第15号）に基づく工事成績評定については、次による。</p> <p>○対象</p> <p>2.5 工事の入札等について</p> <p>入札（又は見積書の提出）に当たっては、「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。</p> <p>2.7 各種点検、調査、見学会等への協力</p> <p>(1) 監督員が所属する部の監督員以外の職員が、施工体制、現場管理、施工管理等の適正化を図るために各種点検、調査等を行う場合は、受注者はこれに立ち会い、協力しなければならない。</p> <p>2.9 読み替え</p> <p>標準仕様書中、「東京都契約事務規則第37条第1項」とあるのは「調布市契約事務規則第29条」と、「東京都検査事務規程第2条第2号」とあるのは「調布市工事等検査事務規程」と、「東京都の競争入札参加有資格者」とあるのは「調布市の競争入札参加有資格者」と読み替えるものとする。</p> <p>基準及び請負者等提出書類処理要領」（調布市総務部）並びに「工事提出書類一覧」（調布市総務部営繕課）と読み替えるものとする。</p>

<p>第4章 施工区分</p> <p>4.2 工事の施工に伴う光熱水費の取扱い</p> <p>本工事の施工に伴う光熱水費の取扱いは、次による。</p> <p>○発注者の負担とする。</p>
<p>第2編 工種別事項</p> <p>第1章 一般事項</p> <p>第1節 総則</p> <p>1.1.1 官公署その他への届出手続等（標準仕様書1.1.1.4）</p> <p>工事の着手、施工又は完了に当たり、労働安全衛生法第88条第1項のほか、関係官公署その他の関係機関への必要な届出手続等について十分調査の上、これを遅滞なく行う。</p> <p>1.1.2 現場代理人、監理技術者、監理技術者補佐及び主任技術者（標準仕様書1.1.1.5）</p> <p>(2) 建設業法（昭和24年法律第100号）第26条第3項の規定により専任が求められる監理技術者等は、次の期間については工事現場への専任を要しない。</p> <p>○工事用地等の確保が未了、自然災害の発生又は埋蔵文化財調査等により、工事を全面的に一時中止している期間当該期間については、請負契約の締結後、監督員からの工事の全部中止の通知により定める。</p> <p>○橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター、発電機・配電盤等の電機品等の工場製作を含む工事全般について、工場製作のみが行われている期間当該期間については、請負契約の締結後、監督員と協議の上、書面において定める。</p> <p>なお、当該工場製作過程において、同一工場内で他の同種工事に係る製作と一元的な管理体制のもとで製作が可能である場合は、同一の監理技術者等がこれらの製作を一括して管理することができる。</p> <p>○工事完了後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。）、事務手続、後片付け等のみが残っている期間</p> <p>(3) 専任の監理技術者等が、技術研さんのための研修、講習、試験等への参加、休暇の取得、その他の合理的な理由で短期間工事現場を離れることについては、適切な施工ができる体制を確保するとともに、その体制について、元請の監理技術者等の場合は発注者、下請の主任技術者の場合は元請又は上位の下請の了解を得ていることを前提として、差し支えない。</p> <p>1.1.3 工事の下請負（標準仕様書1.1.1.6）</p> <p>一般ガス導管事業者が受注したガス工事については、標準仕様書「1.1.1.6工事の下請負」(1)及び工事請負契約書第5条「一括委任又は一括下請負の禁止」の規定を適用しない。</p> <p>1.1.4 工事実績情報の登録（標準仕様書1.1.1.7）</p> <p>契約金額が500万円以上の工事については、工事実績情報システム（コリンズ）に基づく工事実績情報の登録を行う。</p> <p>登録内容についてあらかじめ監督員の確認を受けた後、標準仕様書に示す期間内に一般財団法人日本建設情報総合センター（以下「JACIC」という。）に登録する。</p> <p>【登録先】JACICのホームページ「コリンズ・テクリス」を参照すること。</p> <p>1.1.5 関連工事等の調整（標準仕様書1.1.1.11）</p> <p>別契約の関連工事は、次のとおりである。</p> <p>「調布市染地ふれあいの家ほか2施設照明設備改修工事」</p> <p>上記別途工事と施工上関連する工事については、当該工事関係者と相互に協力し、工事全体への円滑な施工計画に励むこと。</p> <p>1.1.6 建設副産物の処理（標準仕様書1.1.1.16）</p> <p>(1) 建設副産物の取扱いは、次による。</p> <p>オ マニフェスト等による報告</p> <p>(7) マニフェストの提示</p> <p>受注者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）に基づき、廃棄物管理票（以下「マニフェスト」という。）を利用し、適正な運搬及び処理を行う。マニフェスト（紙）のうち、受注者（排出事業者）が保管すべきものについては、ファイルに整理し、施工中いつでも監督員に提示できるようにする。</p> <p>なお、電子マニフェストを利用する場合は、公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センターが運営する情報処理センターから通知された処理結果について、排出事業者（受注者）が印刷したものを監督員に提示する。</p> <p>(4) 集計表の提出</p> <p>受注者は、マニフェストの枚数、産業廃棄物の数量、運搬日等を記録した集計表を作成し、監督員に提出する。</p> <p>(5) リサイクル伝票の提示</p> <p>受注者は、建設廃棄物を搬出する場合において、マニフェストを利用する必要のない品目（再生利用認定制度、個別指定制度等を利用して再利用する建設泥土等）については、「リサイクル伝票」（写しでも可）を監督員に提示する。</p> <p>その様式は、受注者が定めるもの、運搬業者が定めるもの、再資源化業者が定めるもの等による。</p> <p>(1) リサイクル証明書の提示</p> <p>受注者は、建設廃棄物をセメント等の建設資材の原料として再利用する場合及び高炉還元等を行う場合は、セメント工場等の建設資材製造施設、製鉄所等が発行したリサイクル証明書（写しでも可）を監督員に提示する。</p>

<p>(2) 建設副産物の処理は、次による。</p> <p>ア 現場において再使用、再生利用及び再生資源化を図るものは、次による。</p> <p>(7) 建設発生土の再利用</p> <p>埋戻し土及び盛土については、次による。</p> <p>○現場で発生した建設発生土を使用する。</p> <p>1.1.7 過積載の防止（標準仕様書1.1.1.17）</p> <p>本工事における過積載の防止については、標準仕様書によるほか、「過積載防止対策マニュアル」（東京都財務局）によるものとする。参照する。</p> <p>「過積載防止対策マニュアル」については、東京都財務局ホームページを</p> <p>1.1.8 保険の加入及び事故の補償（標準仕様書1.1.1.19）</p> <p>本工事において、受注者は法定外の労災保険（※）に付きなければならない。</p> <p>また、当該保険契約の証券又はこれに代わるものを発注者に提示する。</p> <p>※法定外の労災保険とは、公共工事等に従事する者の業務上の負傷等に対する補償に必要な金額を担保するための保険契約であり、国の労働災害補償保険（労災保険）とは別に上乗せ給付等を行うことを目的とした保険契約をいう。</p>															
<p>第2節 工事関係図書</p> <p>1.2.1 実施工程表（標準仕様書1.1.2.1）</p> <p>(1) 工事着手に先立ち、実施工程表を作成する。</p> <p>(2) 全体工程表（ネットワーク工程表とする）、月間工程表及び週間工程表を作成し、当該部分の施工に先立ち監督員の承諾を受ける。</p> <p>1.2.3 工事の記録等（標準仕様書1.1.2.4）</p> <p>(1) 工事記録写真の撮影は、別に定める「財務局工事記録写真撮影要領」（東京都財務局）の最新版による。</p> <p>また、工事記録写真撮影計画書の作成は、次による。</p> <p>○作成する。</p> <p>(2) 写真帳の提出は、次による。</p> <p>○作成する。</p> <p>(3) デジタル工事写真の小黑板情報電子化（以下、「電子黑板」という。）は次による。</p> <p>受注者が電子黑板の導入を希望する場合、工事施工前に監督員へ申請し、承諾を得るものとし、電子黑板対象工事（以下、「対象工事」という。）とすることができる。</p> <p>なお、申請時には電子黑板の導入に必要な機器及びソフトウェア等（以下、「使用機器」という。）に関する資料を添付するものとする。</p> <p>ア 対象機器の導入</p> <p>使用機器について、「財務局工事記録写真撮影要領」（東京都財務局）「第2章 写真撮影の要領4(2)」に示す項目の電子的記入ができるもの並びに信憑性確認機能（改ざん検知機能）を有するものを使用する。</p> <p>なお、信憑性確認機能（改ざん検知機能）とは、「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト（CRYPTREC暗号リスト）」に記載されている技術を使用することをいう。</p> <p>イ 対象工事において、高温多湿、粉じん等の現場条件の環境により、使用機器を用いることが困難な工種については、この限りではない。</p> <p>ウ 使用機器の事例として、「デジタル工事写真の小黑板情報電子化対応ソフトウェア」を参考にする。</p> <p>ただし、この使用機器の事例からの選定に限定するものではない。</p> <p>「デジタル工事写真の小黑板情報電子化対応ソフトウェア」については、JACICホームページを参照する。</p> <p>エ 本工事における小黑板情報の電子的記入の取扱いは、「財務局工事記録写真撮影要領」（東京都財務局）によるが、「第3章 写真の整理と保存1」で規定されている写真編集には該当しない。</p>															
<table border="1"> <tbody><tr> <td>件名</td> <td colspan="3">調布市染地ふれあいの家ほか2施設空調設備改修工事</td> </tr> <tr> <td>令和7年度</td> <td>令和7年8月</td> <td rowspan="2">特記仕様書(1)</td> <td>No.</td> </tr> <tr> <td> 調布市総務部営繕課</td> <td></td> <td>M-01</td> </tr> <tr> <td colspan="3"></td> <td>16枚の内</td> </tr> </tbody></table>	件名	調布市染地ふれあいの家ほか2施設空調設備改修工事			令和7年度	令和7年8月	特記仕様書(1)	No.	 調布市総務部営繕課		M-01				16枚の内
件名	調布市染地ふれあいの家ほか2施設空調設備改修工事														
令和7年度	令和7年8月	特記仕様書(1)	No.												
 調布市総務部営繕課			M-01												
			16枚の内												

### 第3節 工事現場管理

#### 1.3.2 施工条件（標準仕様書1.1.3.4）

施工条件は、次による。

- (1) わかば事業所は工事期間中も運営を行うため、土曜日、日曜日及び祝日を主体に工事工程を組むこと。
- (2) わかば事業所の工事施工を、令和7年10月1日～令和7年11月30日に行い、令和7年12月1日から施設利用を可能とすること。  
なお、上記期間中は染地ふれあいの家の既設空調設備及び既設換気設備を利用可能とすること。
- (3) 染地ふれあいの家の工事施工を、令和7年12月3日～令和8年1月28日に行い、令和8年1月29日から施設利用を可能とすること。
- (4) 工事中は、施設利用者の安全に留意し事故のないように十分注意して施工すること。
- (5) 作業箇所は養生及び清掃を行い、工事前と同等の状態に復旧すること。

#### 1.3.4 石綿含有建材等の取扱い（標準仕様書11.1.3.2）

石綿含有建材の事前調査及び撤去等の取扱いについては、標準仕様書「11.1.3.2 石綿含有建材の取扱い」及び東京都建築工事標準仕様書「1.5.1 事前調査」、「第29章 石綿除去工事」の当該事項による。

- (1) 本工事の対象である建築物その他の施設において、石綿が含有していることが判明している建材等は、次による。  
○図面による。
- (2) 新築、改築、増築等の場合でも既存構造物に影響を与える場合は、同様の調査を行う。
  - ① 建築物石綿含有建材調査者講習登録規定（平成30年10月23日 厚生労働省 国土交通省 環境省告示第1号 令和2年7月1日改正）に基づき厚生労働省に登録された機関が行う講習を修了した建築物石綿含有建材調査者（特定、一般）
  - ② （一社）日本アスベスト調査診断協会に令和5年9月30日までに登録されたもの。  
ただし、戸建て住宅及び共同住宅の住戸部分の内部の事前調査に限っては、前記「登録規定」に基づく講習を修了した戸建て等石綿含有建材調査者も行うことができる。また、事前調査の結果について、法令に基づき、報告対象となる場合は、石綿の使用の有無に関わらず、原則として「石綿事前調査結果報告システム」により、労働基準監督署及び区役所、市役所又は多摩環境事務所等に報告する。また、報告した旨を示す資料（システム登録時の確認メール等）を監督員に提示すること。  
なお、石綿含有吹付け材の除去等を行う場合の官公署への届出とは別であることに留意すること。（参考）

#### 【報告対象となる工事】

- ① 解体部分の床面積の合計が80㎡以上の建築物の解体工事
- ② 請負金額が税込100万円以上の建築物の改修工事
- ③ 請負金額が税込100万円以上の特定の工作物の解体または改修工事

※いずれかに該当する場合は、石綿の使用の有無に関わらず報告が必要。

※事前調査結果の報告は原則として、「石綿事前調査結果報告システム」に登録し、一括で行うこととなっている。

詳細は、厚生労働省HP「石綿総合情報ポータルサイト」、東京都環境局HP「東京都アスベスト情報サイト」等を参照

- (3) 工事を進めるうえで、現地の状況により契約図書に定める範囲外の工事を行う場合には、追加の事前調査を行う。なお、新たに分析調査を行う場合は、施工条件の変更とみなすことができることとする。
- (4) 石綿含有ガセット、パッキン等の石綿含有材料の事前調査及び撤去等の取扱いについては、「石綿障害予防規則」、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」等の石綿に関する関係法令を遵守し、適切に処理する。

工事場所や規模に応じて、都、区、市及び労働基準監督署等への確認を事前に行う。

#### 【報告の対象箇所】

施設改修工事の着手年：平成21年

※アスベスト含有なし。

### 第4節 機器及び材料

#### 1.4.1 環境への配慮（標準仕様書1.1.4.1）

- (1) 「東京都環境物品等調達方針（公共工事）」等に定める特別品目、特定調達品目及び調達推進品目（以下、「環境物品等」という。）の調達等は、原則として、次による。  
「東京都環境物品等調達方針（公共工事）」等については、東京都都市整備局ホームページを参照する。  
ア 本工事で指定する環境物品等は、次による。
  - (7) 特別品目
    - 高効率空調用機器（熱源以外の空調機器）
    - ガスエンジンヒートポンプ式空調和機
    - 環境配慮形（EM）電線・ケーブル
    - 低VOC塗料
  - (4) 特定調達品目
    - ガスエンジンヒートポンプ式空調和機
    - 空調用送風機

イ 受注者は、ア以外のもので「東京都環境物品等調達方針（公共工事）」に示す環境物品等の使用を希望する場合は、性能、使用の有効性、品質確保等について証明し、監督員の承諾を受けた上で、それを使用することができる。

ウ 受注者は、環境物品等の各品目ごとの「環境物品等使用予定（実績）チェックリスト」を作成し、施工計画書に添付するなどして監督員に提出し、確認を受ける。

エ 受注者は、環境物品等の調達が完了したときは、使用した環境物品等の種類に応じて、特別品目の場合は「環境物品等（特別品目）使用予定（実績）チェックリスト」を、特定調達品目の場合は「環境物品等（特定調達品目）使用予定（実績）チェックリスト」を、調達推進品目の場合は「環境物品等（調達推進品目）使用予定（実績）チェックリスト」を根拠を踏まえて作成し、監督員に提出する。  
また、当該チェックリストの電子情報を格納したCD-R等を、併せて監督員に提出する。  
なお、チェックリストは、東京都都市整備局ホームページで最新版を参照すること。

- (2) ホルムアルデヒド放散量については標準仕様書「2.3.1.1 一般事項」、「2.3.2.1.1 一般事項」(1)、「7.3.2.10.2 塗料」(2)及び東京都建築工事標準仕様書「1.4.1 環境への配慮」(2)のとおりとし、放散等級の表示によらないものは、以下の通りとする。

#### 1.4.3 機材の検査等（標準仕様書1.1.4.5）

本工事に使用する機材は、別に定める「財務局材料検査実施基準」（東京都財務局）に基づく検査を受け、合格したものを使用する。

### 第5節 施工

#### 1.5.1 排出ガス対策型建設機械（標準仕様書1.1.5.6）

次の建設機械には、排出ガス対策型のものを用いる。

○一般工用建設機械

（ディーゼルエンジン出力7.5～260kW）

(4) 発動発電機（可搬式・溶接兼用機を含む。）

(7) ホイールクレーン（ラフテレンクレーン）

#### 1.5.2 低騒音・低振動型建設機械（標準仕様書1.1.5.7）

(1) 次の建設機械には、低騒音型のものを用いる。

エ クローラクレーン、トラッククレーン及びホイールクレーン

シ 発動発電機

### 第6節 しゅん功図等

#### 1.6.1 完了時の提出図書（標準仕様書1.1.7.1）

(1) しゅん功図は、作成する。（「1.6.2 しゅん功図」による。）

#### 1.6.2 しゅん功図（標準仕様書1.1.7.2）

しゅん功図の種類、内容及び提出部数は、次による。

(1) 図面の種類（該当のない種類は作成しない。）

ア 屋外配管図

イ 各階平面図及び図示記号

ウ 主要機械室平面図及び断面図

オ 各種系統図

(2) 様式

しゅん功図の原図の様式は、設計図書に準じた寸法、縮尺、文字、図示記号等を用い、CADで作成したものとする。（製作図をしゅん功図として提出する場合は、その原図を省略することができる。）

(3) 提出部数

ア 電子データ版（CD-R等） 2部

#### 1.6.3 保全に関する資料（標準仕様書1.1.7.3）

(1) 保全に関する資料の作成内容等は、次による。

イ その他の保全に関する資料

○鍵・備品・工具リスト

○保証書

○建築物等の保守に関する説明書（機器取扱説明書、装置の運転説明書等）

#### 1.6.4 電子納品（標準仕様書 1.1.7.4）

(3) 設計図CADデータの貸与の適用は、次による。

○貸与する。ただし、貸与するデータを当該工事における施工図又はしゅん功図の作成以外の用途に使用してはならない。

(4) 電子黒板を用いた写真（以下、「電子黒板写真」という。）の納品については、次による。

電子黒板写真並びに電子黒板写真を管理したビューアソフトは、工事完成時に電子納品対象成果物として納品する。

なお、納品時にJACICが提供しているチェックシステム（信憑性チェックツール）等を用いて、電子黒板写真の信憑性確認を行い、その結果を監督員に提示又は提出する。

JACICが提供しているチェックシステム（信憑性チェックツール）については、JACICホームページを参照する。

件名 調布市染地ふれあいの家ほか2施設空調設備改修工事			
令和7年度	令和7年8月	特記仕様書(2)	No.
 調布市総務部営繕課			M-02
			16枚の内



空調設備撤去機器表

番号	名称	仕様	台数	備考
GHP-1'	ガスヒートポンプ空調機 (室外機)	ビルマルチ形 冷房能力 35.0kW 暖房能力 40.4kW 単相 200V	1	屋上 防振架台
GHP-1-1'	ガスヒートポンプ空調機 (室内機)	天井ビルトイン形 冷房能力 14.0kW 暖房能力 16.0kW 単相 200V	1	大集会室 (染地ふれあいの家) ワイヤードリモコン
GHP-1-2'	ガスヒートポンプ空調機 (室内機)	天井埋込カセット形 冷房能力 8.0kW 暖房能力 9.0kW 単相 200V	3	大集会室, 小集会室 (染地ふれあいの家) ワイヤードリモコン
GHP-2'	ガスヒートポンプ空調機 (室外機)	ビルマルチ形 冷房能力 35.5kW 暖房能力 40.0kW 単相 200V	1	屋上 防振架台
GHP-2-1'	ガスヒートポンプ空調機 (室内機)	天井埋込カセット形 冷房能力 11.2kW 暖房能力 12.5kW 単相 200V	1	活動室 (わかば事業所) ワイヤードリモコン
GHP-2-2'	ガスヒートポンプ空調機 (室内機)	天井埋込カセット形 冷房能力 9.0kW 暖房能力 10.0kW 単相 200V	2	作業室, 多目的室 (わかば事業所) ワイヤードリモコン
GHP-3'	ヒートポンプ空調機 (室外機)	ビルマルチ形 冷房能力 35.5kW 暖房能力 40.0kW 単相 200V	1	屋上 防振架台
GHP-3-1'	ヒートポンプ空調機 (室内機)	天井埋込カセット形 冷房能力 14.0kW 暖房能力 16.0kW 単相 200V	1	展示室 (多摩川自然情報館) ワイヤードリモコン
GHP-3-2'	ヒートポンプ空調機 (室内機)	天井埋込カセット形 冷房能力 9.0kW 単相 200V 暖房能力 10.0kW	1	学習室 (多摩川自然情報館) ワイヤードリモコン
GHP-3-3'	ヒートポンプ空調機 (室内機)	天井埋込カセット形 冷房能力 11.2kW 暖房能力 12.5kW 単相 200V	1	倉庫 (多摩川自然情報館) ワイヤードリモコン
GHP-3-4'	ヒートポンプ空調機 (室内機)	天井埋込カセット形 冷房能力 5.6kW 暖房能力 6.3kW 単相 200V	1	事務室 (多摩川自然情報館) ワイヤードリモコン

換気設備撤去機器表

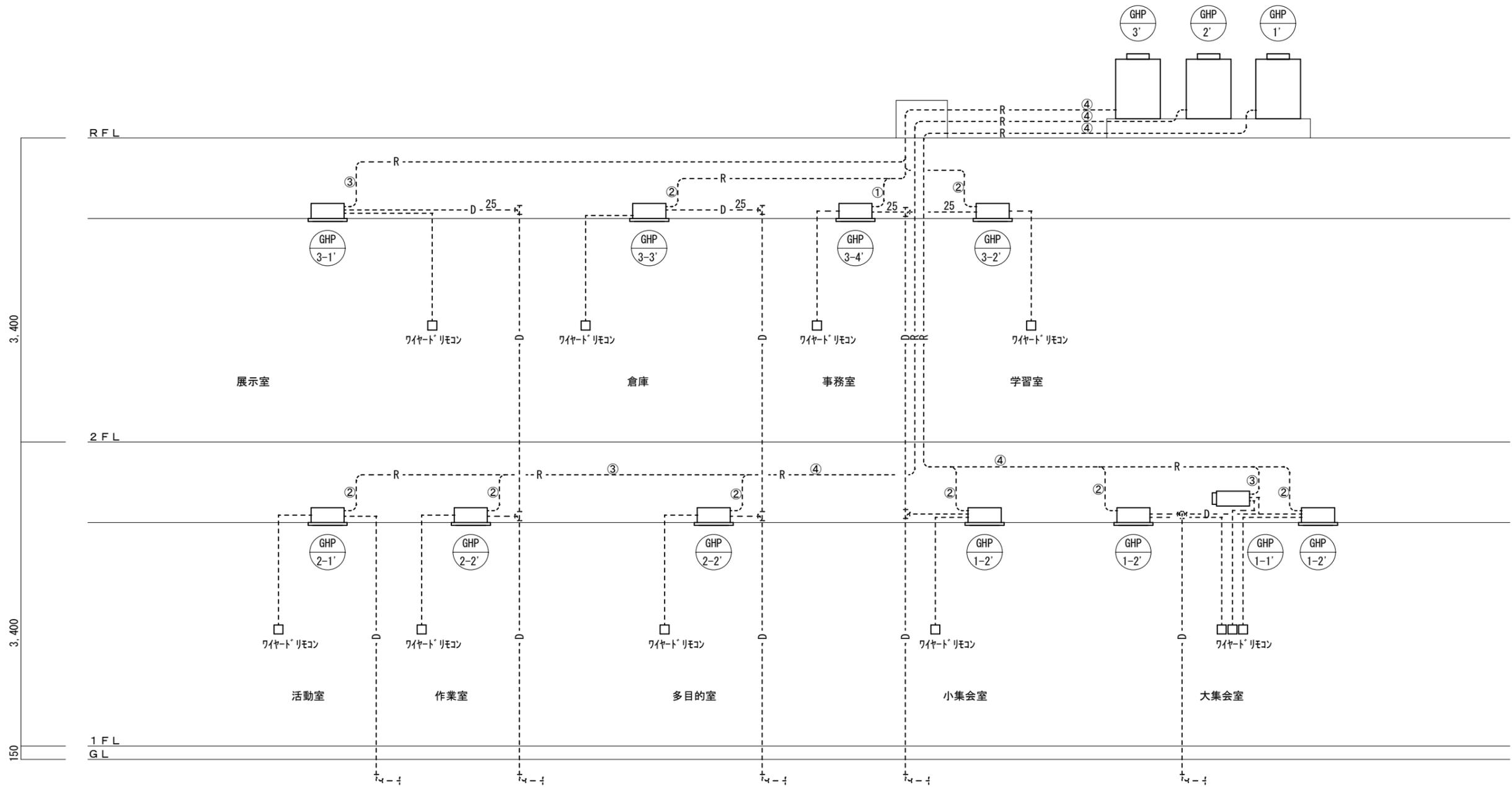
番号	名称	仕様	数量	備考
SF-1'	空調換気扇	天井埋込型 風量 1000m <sup>3</sup> /h 単相 100V	1	大集会室 (染地ふれあいの家)
SF-2'	空調換気扇	天井カセット型 風量 500m <sup>3</sup> /h 単相 100V	3	小集会室 (染地ふれあいの家) 事務室, 学習室 (多摩川自然情報館) ※学習室は使用不可
SF-3'	空調換気扇	天井埋込型 風量 500m <sup>3</sup> /h 単相 100V	3	活動室, 作業室, 多目的室 (わかば事業所)
SF-4'	空調換気扇	天井埋込型 風量 800m <sup>3</sup> /h 単相 100V	1	展示室 (多摩川自然情報館)
SF-5'	空調換気扇	天井埋込型 風量 350m <sup>3</sup> /h 単相 100V	1	学習室 (多摩川自然情報館)
SF-6'	空調換気扇	天井カセット型 風量 250m <sup>3</sup> /h 単相 100V	2	倉庫 (多摩川自然情報館)
EF-1'	排気ファン	天井埋込型 2室用 風量250m <sup>3</sup> /h 単相 100V	2	女子トイレ, 男子トイレ (染地ふれあいの家) バリアフリートイレ, 女子トイレ (わかば事業所)
EF-2'	排気ファン	天井埋込型 風量180m <sup>3</sup> /h 単相 100V	2	バリアフリートイレ (わかば事業所) 男子トイレ (わかば事業所)
EF-3'	排気ファン	天井埋込型 2室用 風量210m <sup>3</sup> /h 単相 100V	1	シャワー室 (わかば事業所)
EF-4'	排気ファン	天井埋込型 風量320m <sup>3</sup> /h 単相 100V	2	女子トイレ (多摩川自然情報館) 男子トイレ (多摩川自然情報館)

件名 調布市染地ふれあいの家ほか2施設空調設備改修工事

令和7年度 令和7年8月 空調設備撤去機器表 No.

 調布市総務部営繕課 換気設備撤去機器表 M-04

16枚の内



系統図（改修前） NOSCALE

冷媒管口径

記号	口径
①	6.35/12.70
②	9.52/15.88
③	9.52/19.10
④	12.70/25.40

内外渡り配線（冷媒管共巻）  
 電源線 EM-EEF1.6-3C  
 信号線 EM-CEE1.25<sup>□</sup>-2C

リモコン線 EM-CEE2.0<sup>□</sup>-2C

※ 電源線、信号線及びリモコン線は既設再使用とする。

件名 調布市染地ふれあいの家ほか2施設空調設備改修工事

令和7年度 令和7年8月

系統図（改修前）

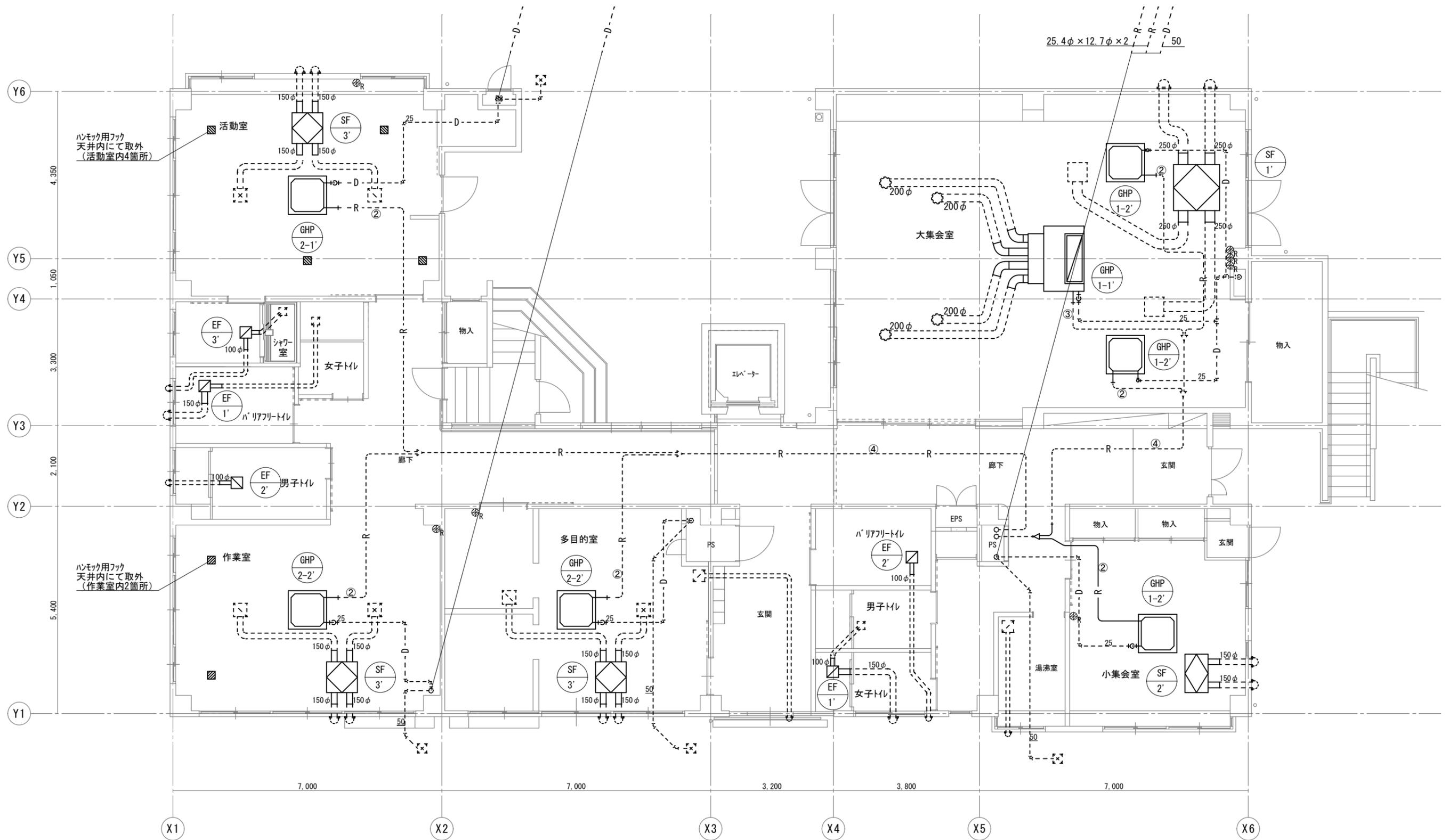
No.

M-05



調布市総務部営繕課

16枚の内



1階平面図（改修前） S=1/100

冷媒管口径

記号	口径
①	6.35/12.70
②	9.52/15.88
③	9.52/19.05
④	12.70/25.40

凡例

記号	名称	仕様	備考
— R —	冷媒管	冷媒管用被覆銅管	
— D —	ドレン管	硬質塩ビライニング鋼管 (VB)	
— SF —	スパイラルダクト	溶融亜鉛鉄板製	
⊗ <sub>R</sub>	リモコン		

※ 実線部分の機器を撤去する。

件名 調布市染地ふれあいの家ほか2施設空調設備改修工事

令和7年度 令和7年8月

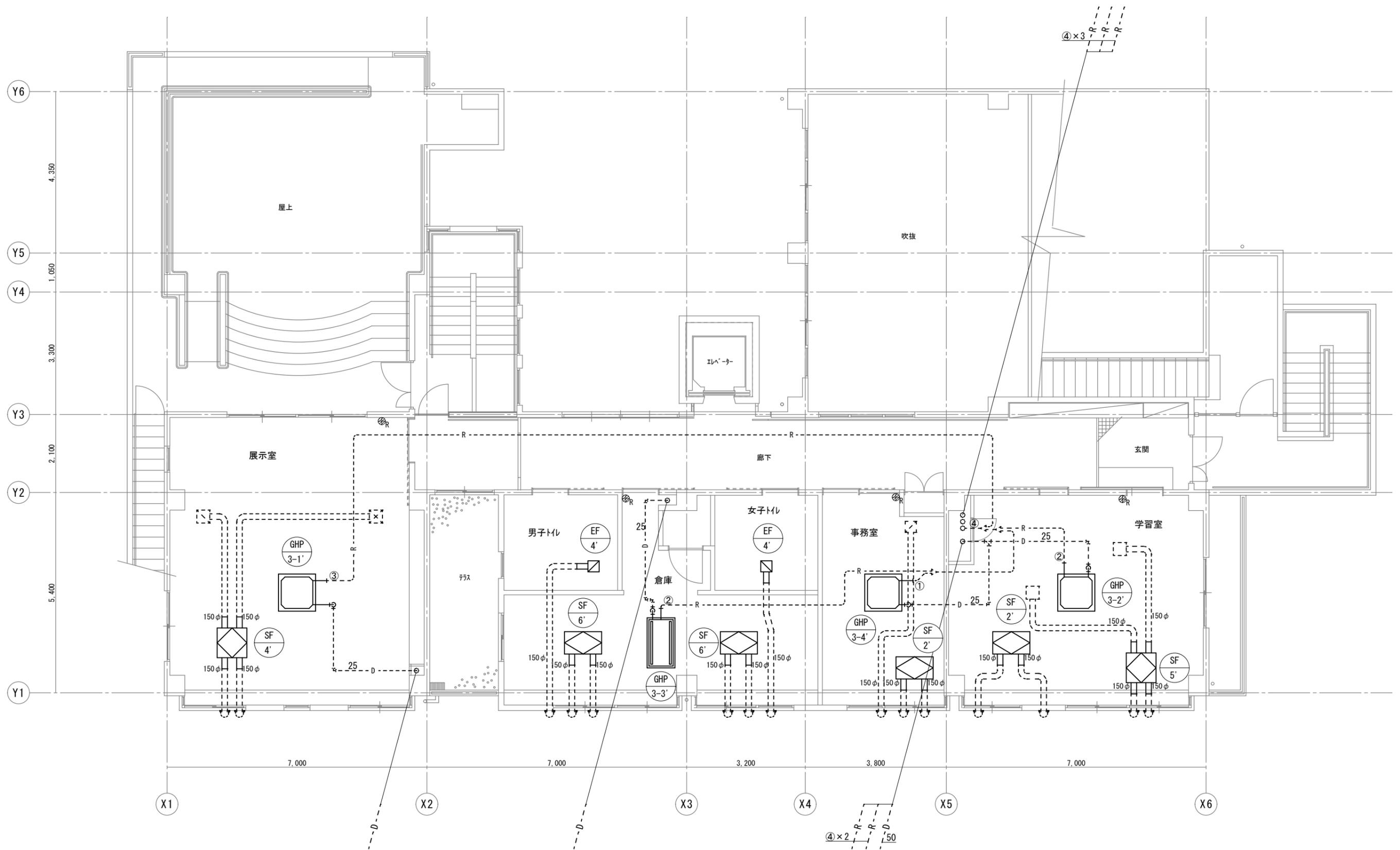
調布市総務部営繕課

1階平面図（改修前）

No.

M-06

16枚の内



2階平面図 (改修前) S=1/100

冷媒管口径

記号	口径
①	6.35/12.70
②	9.52/15.88
③	9.52/19.05
④	12.70/25.40

凡例

記号	名称	仕様	備考
— R —	冷媒管	冷媒管用被覆銅管	
— D —	ドレン管	硬質塩ビライニング鋼管 (VB)	
— SF —	スライダクト	溶融亜鉛鉄板製	
⊗ <sub>R</sub>	リモコン		

※ 実線部分の機器を撤去する。

件名 調布市染地ふれあいの家ほか2施設空調設備改修工事

令和7年度 令和7年8月

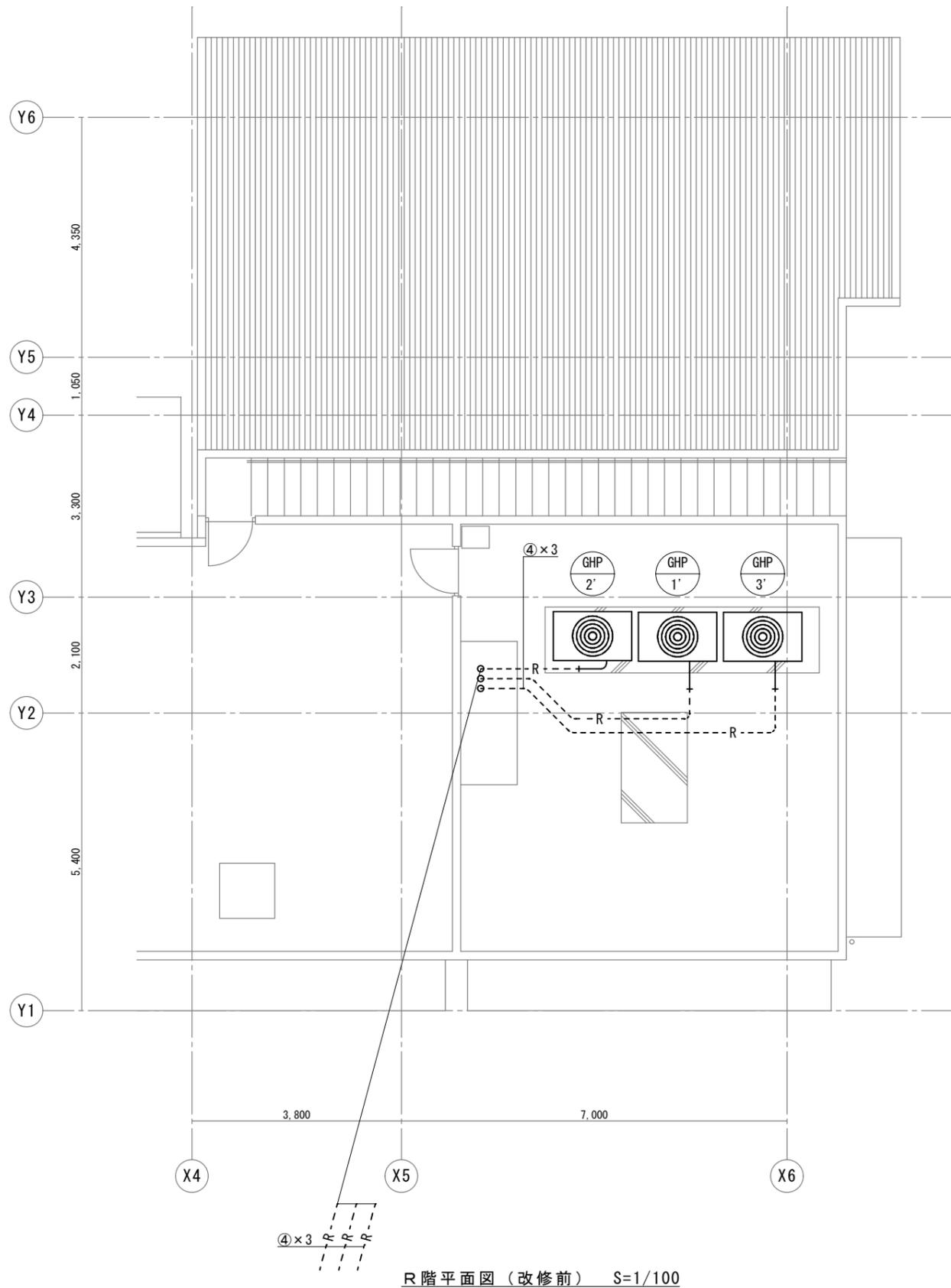
調布市総務部営繕課

2階平面図 (改修前)

No.

M-07

16枚の内



R階平面図（改修前） S=1/100

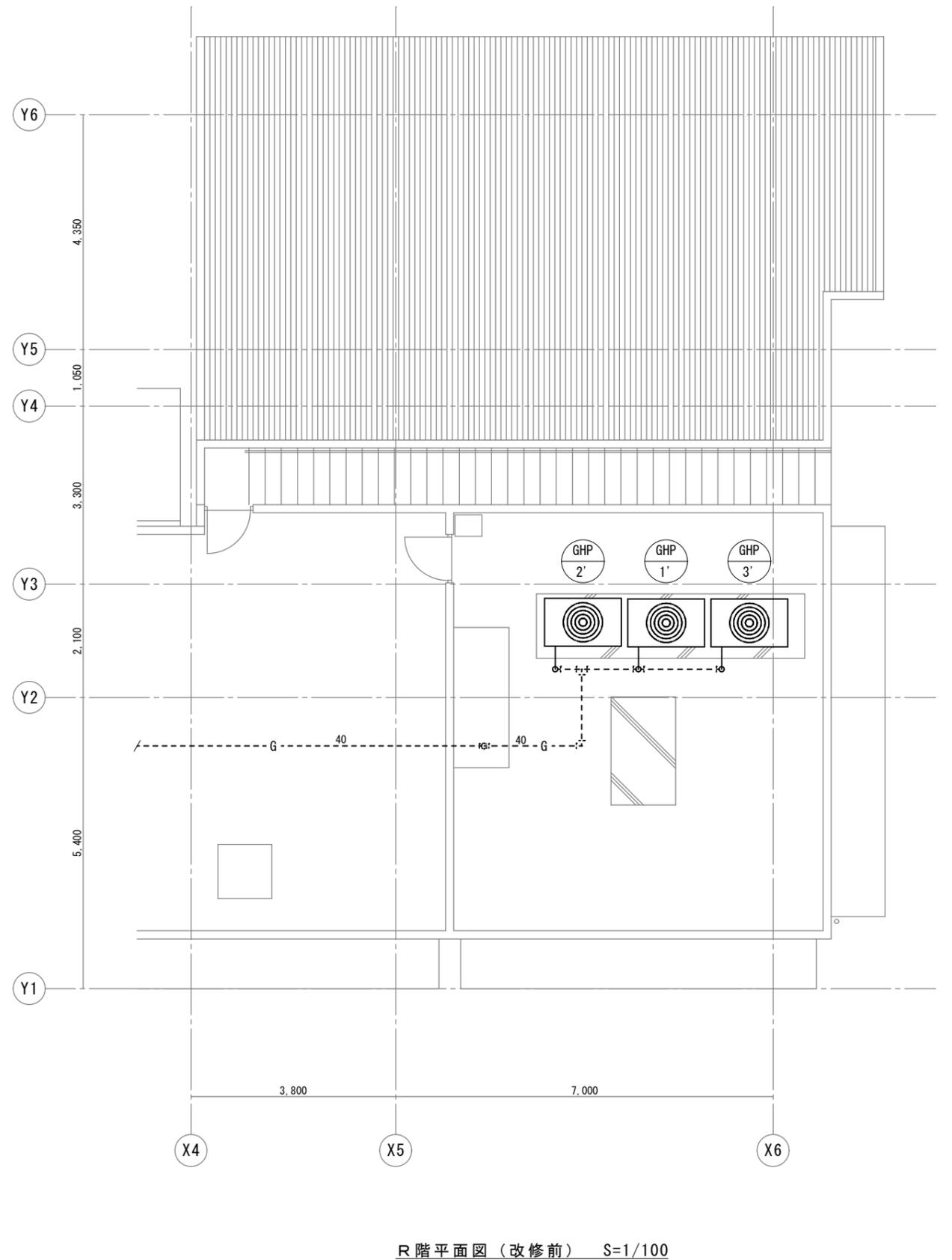
冷媒管口径

記号	口径
①	6.35/12.70
②	9.52/15.88
③	9.52/19.05
④	12.70/25.40

凡例

記号	名称	仕様	備考
— R —	冷媒管	冷媒管用被覆銅管	
— G —	ガス管	東京ガス株式会社指定品	

※ 実線部分の機器を撤去する。



R階平面図（改修前） S=1/100

件名 調布市染地ふれあいの家ほか2施設空調設備改修工事

令和7年度 令和7年8月

調布市総務部営繕課

R階平面図（改修前）

No.

M-08

16枚の内

空調設備新設機器表

番号	名称	仕様	台数	備考
GHP-1	ガスヒートポンプ空調機 (室外機)	ビルマルチ形 (リニューアル対応機) 冷房能力 35.5kW 暖房能力 40.0kW/kW ガス消費量 32.0kW/29.8kW 単相 200V 消費電力 0.720kW/0.527kW	1	屋上 防振架台
GHP-1-1	ガスヒートポンプ空調機 (室内機)	天井ビルトイン形 冷房能力 14.0kW 暖房能力 16.0kW 単相 200V 消費電力 0.281kW/0.269kW	1	大集会室 (染地ふれあいの家) 吸込口カバー付、吸込口カバー用キャップ ロングライフフィルター、吹出口用アダプター ワイヤードリモコン
GHP-1-2	ガスヒートポンプ空調機 (室内機)	天井埋込カセット形 4方向 冷房能力 8.0kW 暖房能力 9.0kW 単相 200V 消費電力 0.086kW/0.081kW	2	大集会室 (染地ふれあいの家) ワイヤードリモコン 標準カバー
GHP-2	ガスヒートポンプ空調機 (室外機)	ビルマルチ形 (リニューアル対応機) 冷房能力 35.5kW 暖房能力 40.0kW ガス消費量 32.0kW/29.8kW 単相 200V 消費電力 0.720kW/0.527kW	1	屋上 防振架台
GHP-2-1	ガスヒートポンプ空調機 (室内機)	天井埋込カセット形 4方向 冷房能力 11.2kW 暖房能力 12.5kW 単相 200V 消費電力 0.162kW/0.150kW	1	活動室 (わかば事業所) 標準カバー ワイヤードリモコン
GHP-2-2	ガスヒートポンプ空調機 (室内機)	天井埋込カセット形 4方向 冷房能力 9.0kW 暖房能力 10.0kW 単相 200V 消費電力 0.106kW/0.101kW	2	作業室, 多目的室 (わかば事業所) 標準カバー ワイヤードリモコン
GHP-3	ビルマルチ形 (リニューアル対応機) (室外機)	ビルマルチ形 冷房能力 35.5kW 暖房能力 40.0kW ガス消費量 32.0kW/29.8kW 単相 200V 消費電力 0.720kW/0.527kW	1	屋上 防振架台
GHP-3-1	ガスヒートポンプ空調機 (室内機)	天井埋込カセット形 4方向 冷房能力 14.0kW 暖房能力 16.0kW 単相 200V 消費電力 0.072kW/0.068kW	1	展示室 (多摩川自然情報館) 標準カバー ワイヤードリモコン
GHP-3-2	ガスヒートポンプ空調機 (室内機)	天井埋込カセット形 4方向 冷房能力 9.0kW 暖房能力 10.0kW 単相 200V 消費電力 0.106kW/0.101kW	1	学習室 (多摩川自然情報館) 標準カバー ワイヤードリモコン
GHP-3-3	ガスヒートポンプ空調機 (室内機)	天井埋込カセット形 2方向 冷房能力 8.0kW 暖房能力 9.0kW 単相 200V 消費電力 0.074kW/0.073kW	1	倉庫 (多摩川自然情報館) 標準カバー ワイヤードリモコン
GHP-3-4	ガスヒートポンプ空調機 (室内機)	天井埋込カセット形 4方向 冷房能力 5.6kW 暖房能力 6.3kW 単相 200V 消費電力 0.043kW/0.038kW	1	事務室 (多摩川自然情報館) 標準カバー ワイヤードリモコン
EHP-1 EHP-1-1	電気ヒートポンプ空調機 (ペア)	天井埋込カセット形 4方向 冷房能力 7.1kW 暖房能力 8.0kW 単相 200V 消費電力 2.10kW/2.05kW	1	小集会室 (染地ふれあいの家) 壁掛置台 化粧カバー ワイヤードリモコン

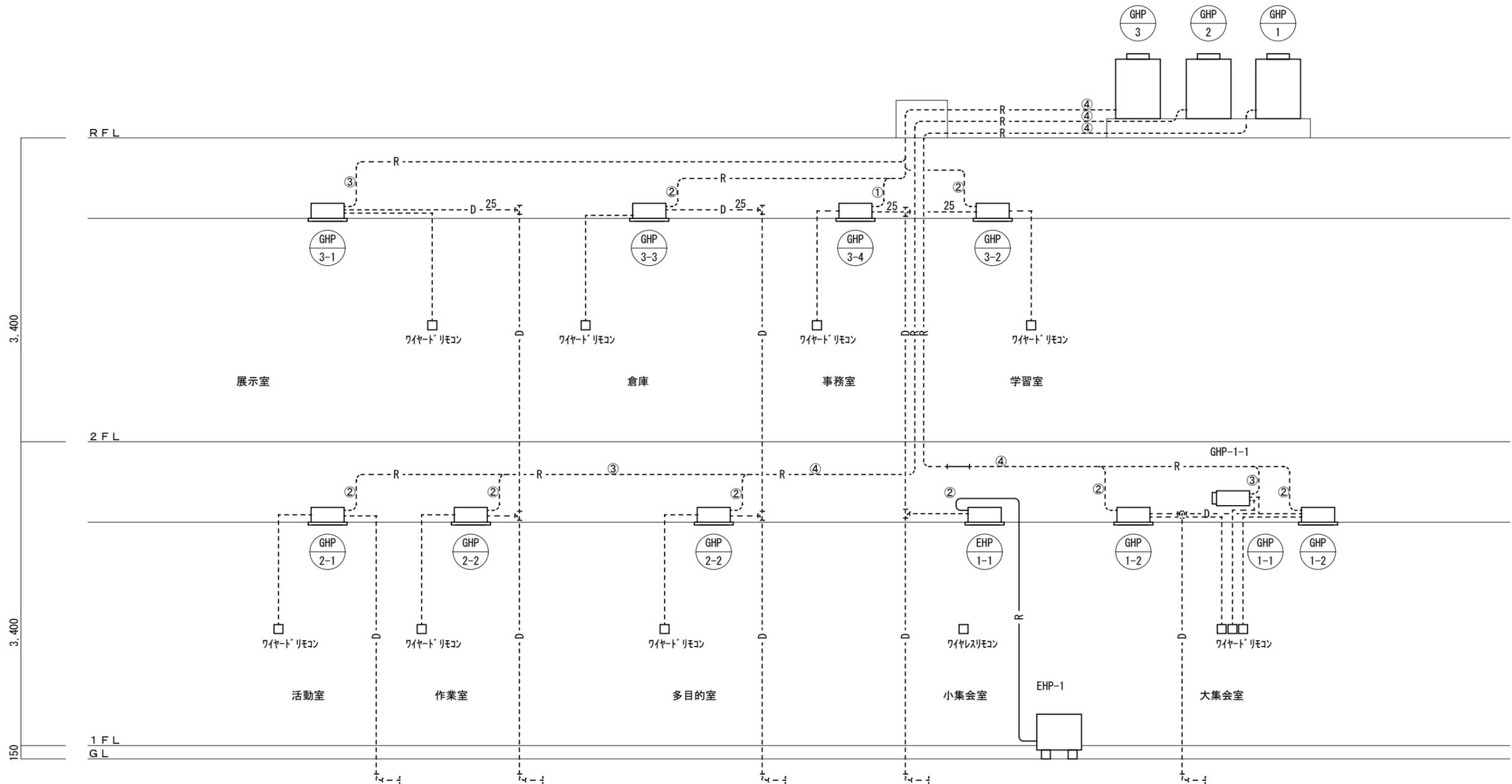
※ ガス消費量及び消費電力は参考とする。  
また、表示は冷房時/暖房時とする。

換気設備新設機器表

番号	名称	仕様	数量	備考
SF-1	空調換気扇	天井埋込型 風量 1000m <sup>3</sup> /h 静圧 165Pa 単相 100V 消費電力 515W	1	大集会室 (染地ふれあいの家) 24時間換気用スイッチ
SF-2	空調換気扇	天井カセット型 風量 500m <sup>3</sup> /h 静圧 55Pa 単相 100V 消費電力 186W	1	小集会室 (染地ふれあいの家) 24時間換気用スイッチ
SF-3	空調換気扇	天井埋込型 風量 500m <sup>3</sup> /h 静圧 190Pa 単相 100V 消費電力 215W	4	活動室, 作業室, 多目的室 (わかば事業所) 学習室 (多摩川自然情報館) 24時間換気用スイッチ
SF-4	空調換気扇	天井埋込型 風量 800m <sup>3</sup> /h 静圧 190Pa 単相 100V 消費電力 420W	1	展示室 (多摩川自然情報館) 24時間換気用スイッチ
SF-5	空調換気扇	天井カセット型 風量 350m <sup>3</sup> /h 静圧 35Pa 単相 100V 消費電力 140W	1	事務室 (多摩川自然情報館) 24時間換気用スイッチ
SF-6	空調換気扇	天井カセット型 風量 250m <sup>3</sup> /h 静圧 57Pa 単相 100V 消費電力 107W	2	倉庫 (多摩川自然情報館) 24時間換気用スイッチ
EF-1	排気ファン	天井埋込型 2室用 風量 250m <sup>3</sup> /h 単相 100V 消費電力21.5W	2	女子トイレ, 男子トイレ (染地ふれあいの家) パリアフリートイレ, 女子トイレ (わかば事業所)
EF-2	排気ファン	天井埋込型 風量 180m <sup>3</sup> /h 単相 100V 消費電力14.0W	2	パリアフリートイレ (わかば事業所) 男子トイレ (わかば事業所)
EF-3	排気ファン	天井埋込型 2室用 風量 210m <sup>3</sup> /h 単相 100V 消費電力20.0W	1	シャワー室 (わかば事業所)
EF-4	排気ファン	天井埋込型 風量 320m <sup>3</sup> /h 単相 100V 消費電力26.0W	2	女子トイレ (多摩川自然情報館) 男子トイレ (多摩川自然情報館)

※ 消費電力は参考とする。

件名 調布市染地ふれあいの家ほか2施設空調設備改修工事			
令和7年度	令和7年8月	空調設備新設機器表	No.
 調布市総務部営繕課		換気設備新設機器表	M-09
		16枚の内	



系統図（改修後） NOSCALE

冷媒管口径

記号	口径
①	6.35/12.70
②	9.52/15.88
③	9.52/19.10
④	12.70/25.40

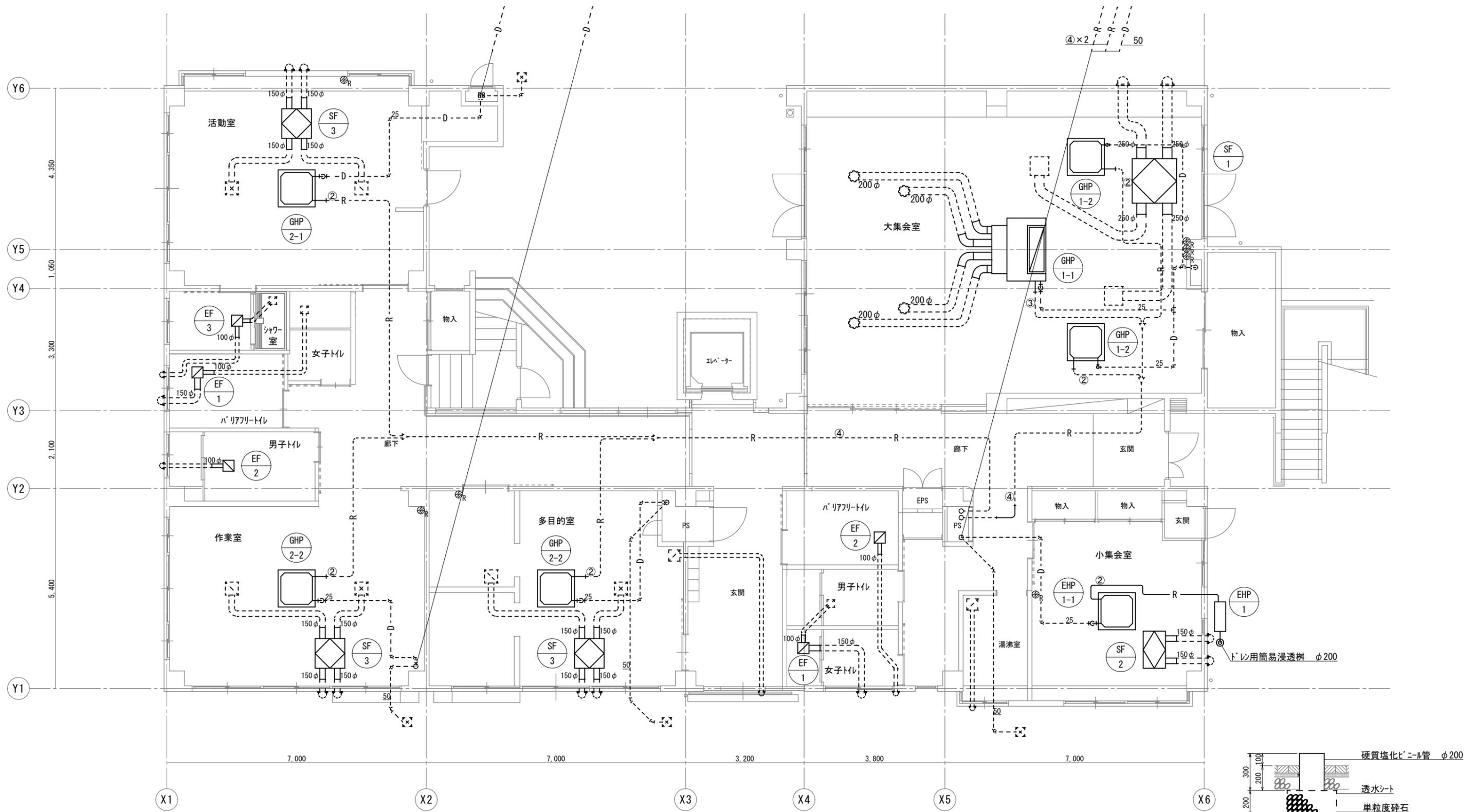
内外渡り配線（冷媒管共巻）  
 電源線 EM-EEF1.6-3C  
 信号線 EM-CEE1.25<sup>□</sup>-2C

リモコン線 EM-CEE2.0<sup>□</sup>-2C

※ 電源線、信号線及びリモコン線は既設再使用とする。  
 ※ EHP-1～EHP-1-1の電源線及び信号線は新設とする。

件名 調布市染地ふれあいの家ほか2施設空調設備改修工事

令和7年度	令和7年8月	系統図（改修後）	No.
調布市総務部営繕課			M-10



1階平面図(改修後) S=1/100

トイレ用簡易浸透柵詳細図 S=1/30

冷媒管口径

記号	口径
①	6.35/12.70
②	9.52/15.88
③	9.52/19.05
④	12.70/25.40

凡例

記号	名称	仕様	備考
— R —	冷媒管	冷媒管用被覆銅管	
— D —	ドレン管	硬質塩ビライニング鋼管(VB)	
— S —	スパイラルダクト	溶融亜鉛鉄板製	
⊗ <sub>R</sub>	リモコン		

- ※ 実線部分の機器を新設する。
- ※ 電源線、通信線及びリモコン線は既設再使用とする。
- ※ 屋外の冷媒管は、ガルバリウムラッキング仕上とする。

件名 調布市染地ふれあいの家ほか2施設空調設備改修工事

令和7年度 令和7年8月

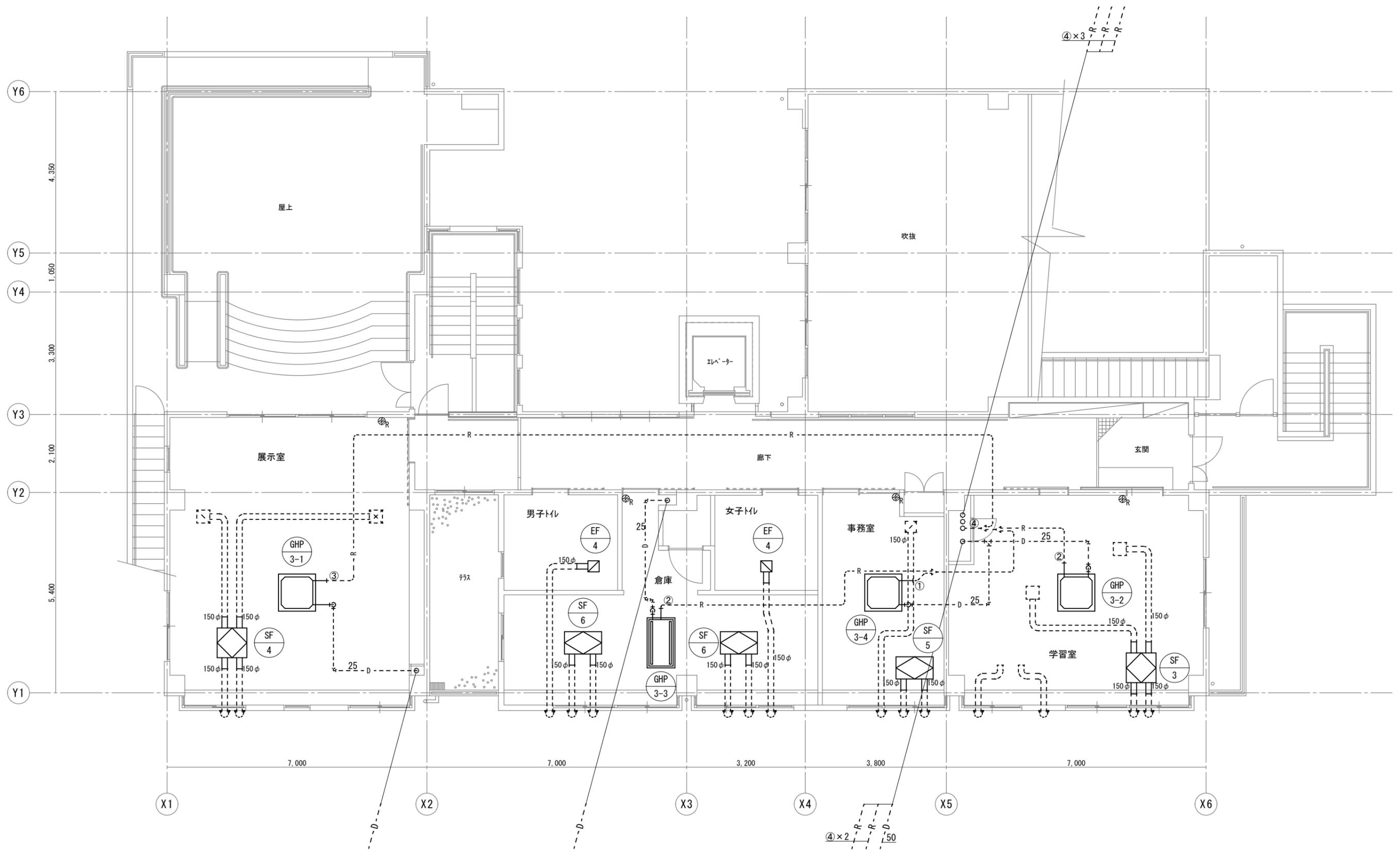
調布市総務部営繕課

1階平面図(改修後)

No.

M-11

16枚の内



2階平面図（改修後） S=1/100

冷媒管口径

記号	口径
①	6.35/12.70
②	9.52/15.88
③	9.52/19.05
④	12.70/25.40

凡例

記号	名称	仕様	備考
— R —	冷媒管	冷媒管用被覆銅管	
— D —	ドレン管	硬質塩ビライニング鋼管 (VB)	
⌋	スパイラルダクト	溶融亜鉛鉄板製	
⊗ <sub>R</sub>	リモコン		

※ 実線部分の機器を新設する。  
 ※ 電源線、通信線及びリモコン線は既設再使用とする。

件名 調布市染地ふれあいの家ほか2施設空調設備改修工事

令和7年度 令和7年8月

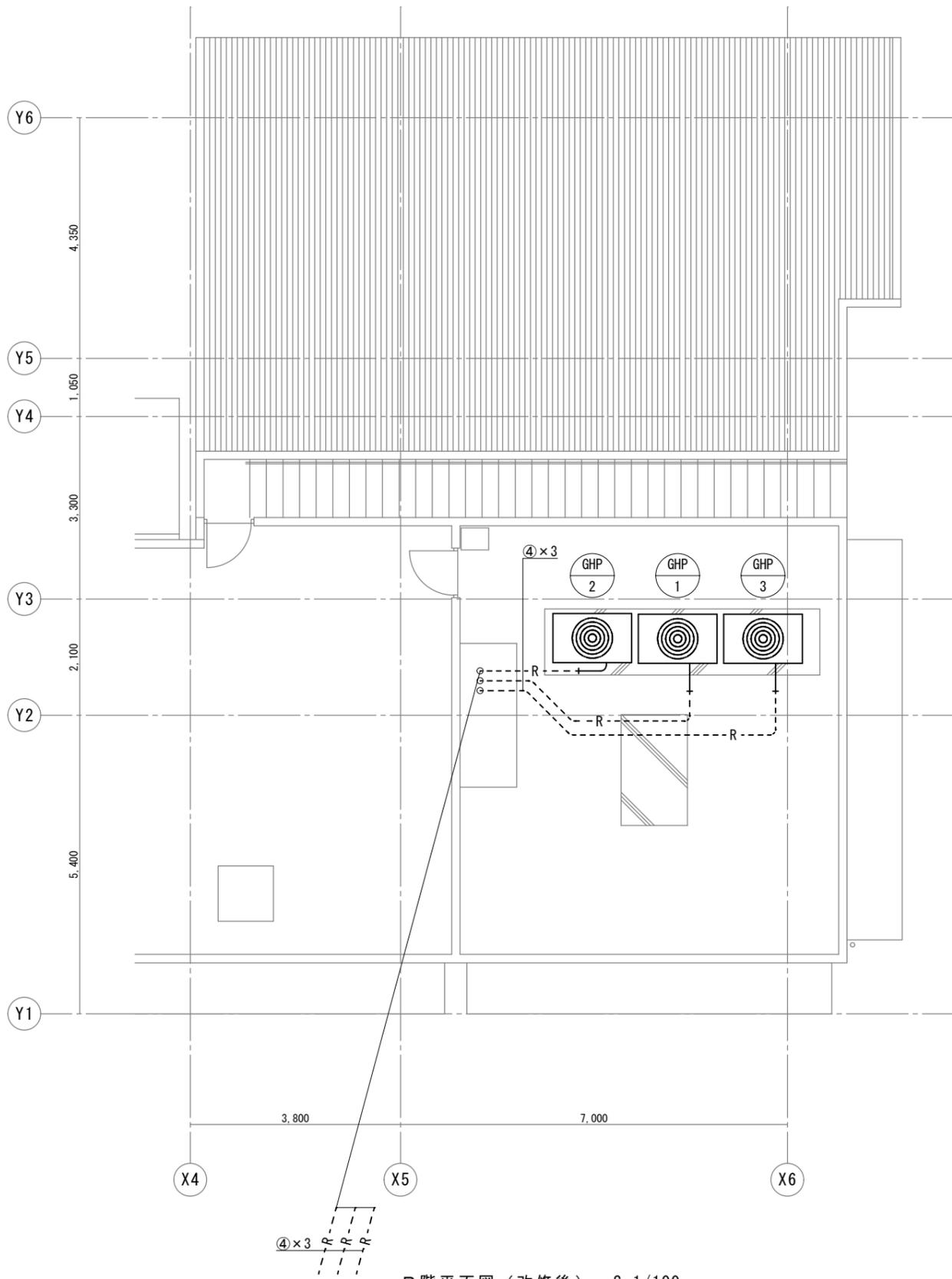
調布市総務部営繕課

2階平面図（改修後）

No.

M-12

16枚の内



R階平面図（改修後） S=1/100

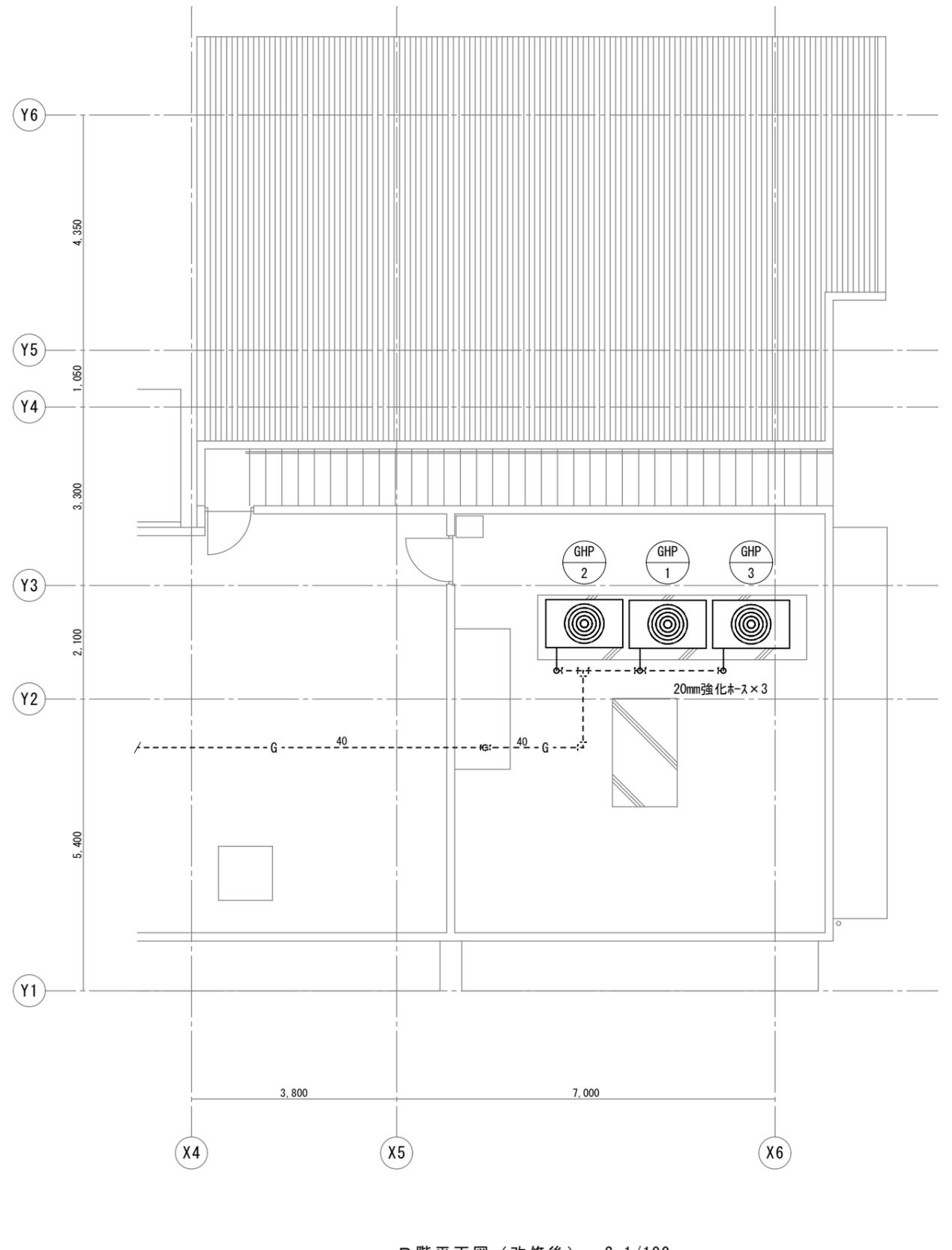
冷媒管口径

記号	口径
①	6.35/12.70
②	9.52/15.88
③	9.52/19.05
④	12.70/25.40

凡例

記号	名称	仕様	備考
— R —	冷媒管	冷媒管用被覆銅管	
— G —	ガス管	東京ガス株式会社指定品	

- ※ 実線部分の機器を新設する。
- ※ 電源線及び通信線は既設再使用とする。
- ※ 屋外の冷媒管はステンスラッキング仕上とする。



R階平面図（改修後） S=1/100

件名 調布市染地ふれあいの家ほか2施設空調設備改修工事

令和7年度 令和7年8月

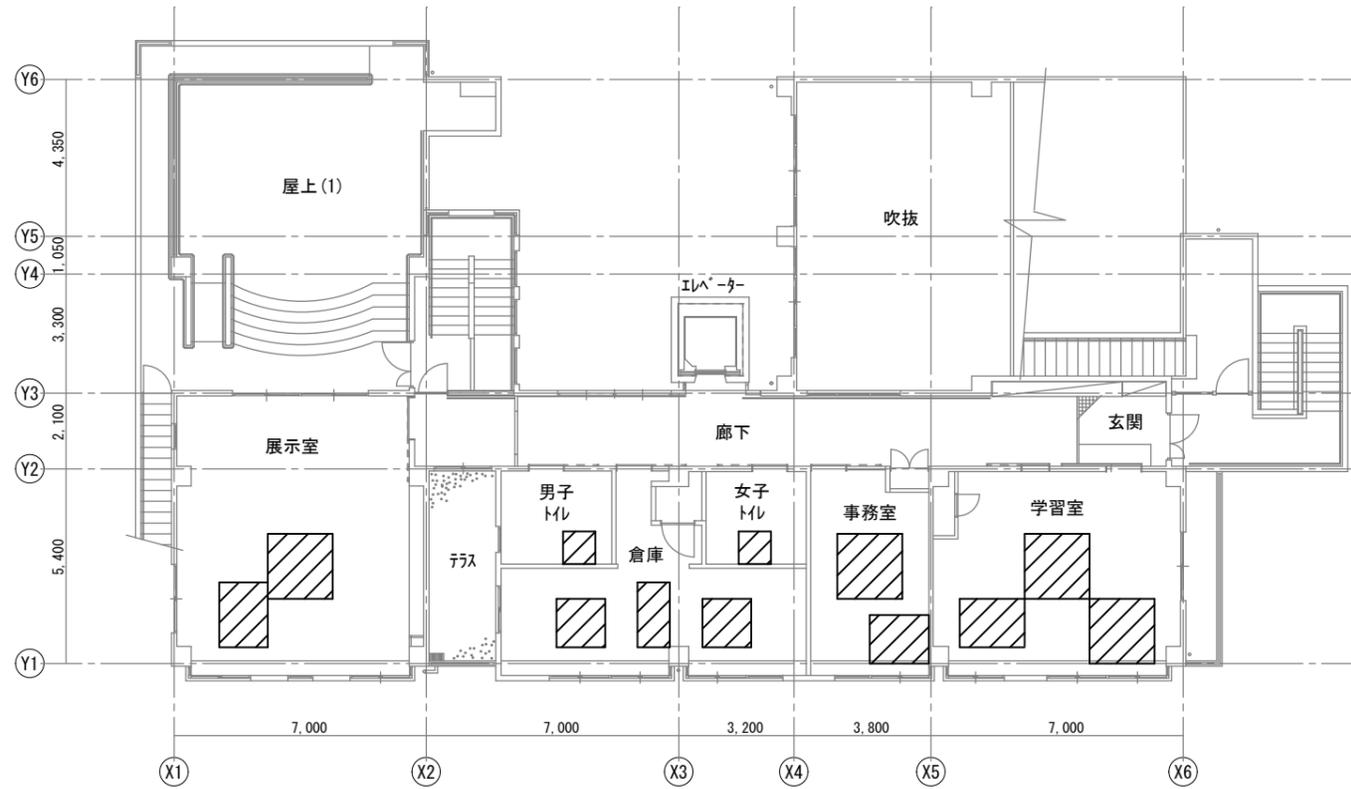
調布市総務部営繕課

R階平面図（改修後）

No.

M-13

16枚の内

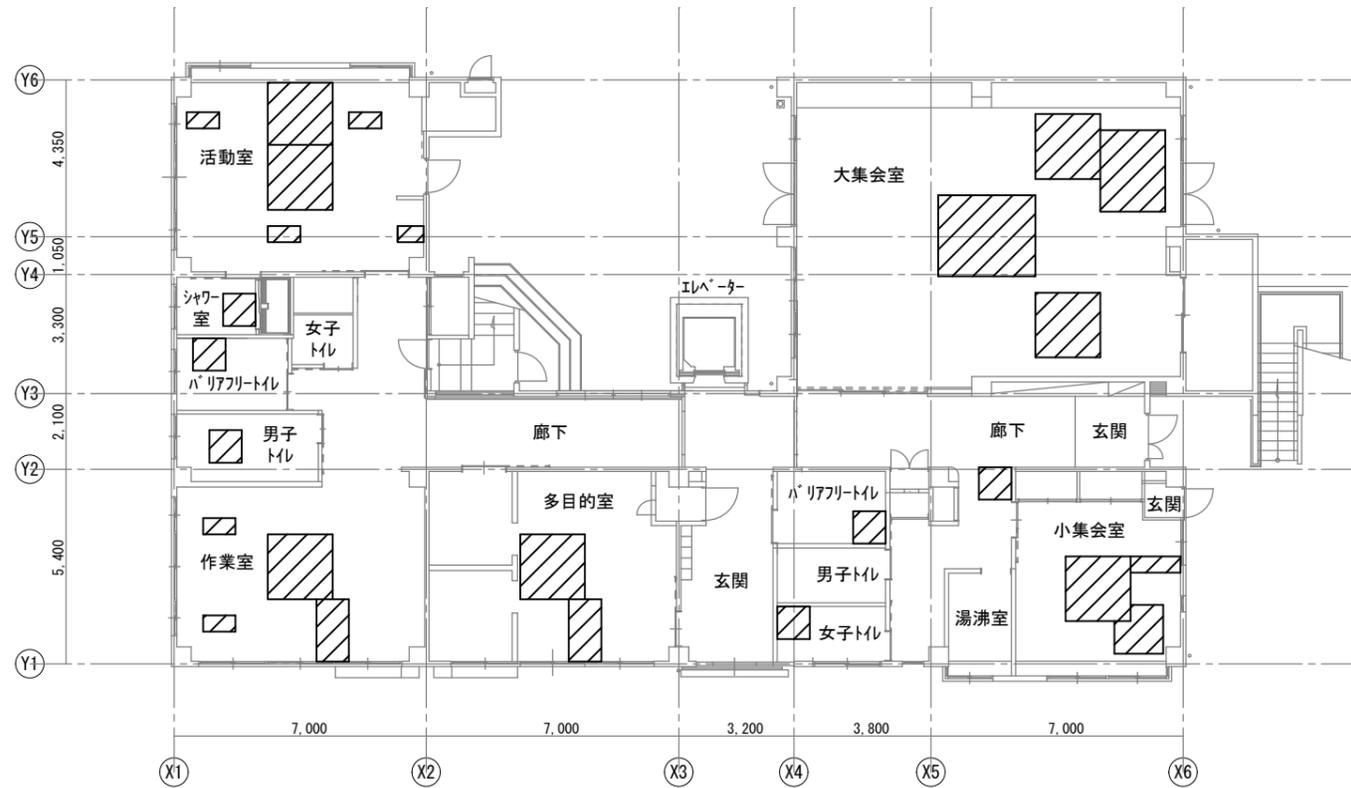


2階天井改修平面図 S=1/200

天井材

化粧石膏ボード t=9.5
展示室 倉庫 事務室 学習室 女子トイレ 男子トイレ
改修面積 27m <sup>3</sup>

天井撤去・新設範囲



1階天井改修平面図 S=1/200

天井材

化粧石膏ボード t=9.5
活動室 作業室 多目的室 シャワー室 女子トイレ 男子トイレ パリファリトイレ
改修面積 22m <sup>3</sup>

天井撤去・新設範囲

天井材

岩綿吸音板 t=12 石膏ボード下地 t=9.5
大集会室
改修面積 17m <sup>3</sup>

化粧石膏ボード t=9.5
洗濯室 廊下 女子トイレ 男子トイレ
改修面積 8m <sup>3</sup>

件名 調布市染地ふれあいの家ほか2施設空調設備改修工事

令和7年度 令和7年8月

1階, 2階天井改修平面図

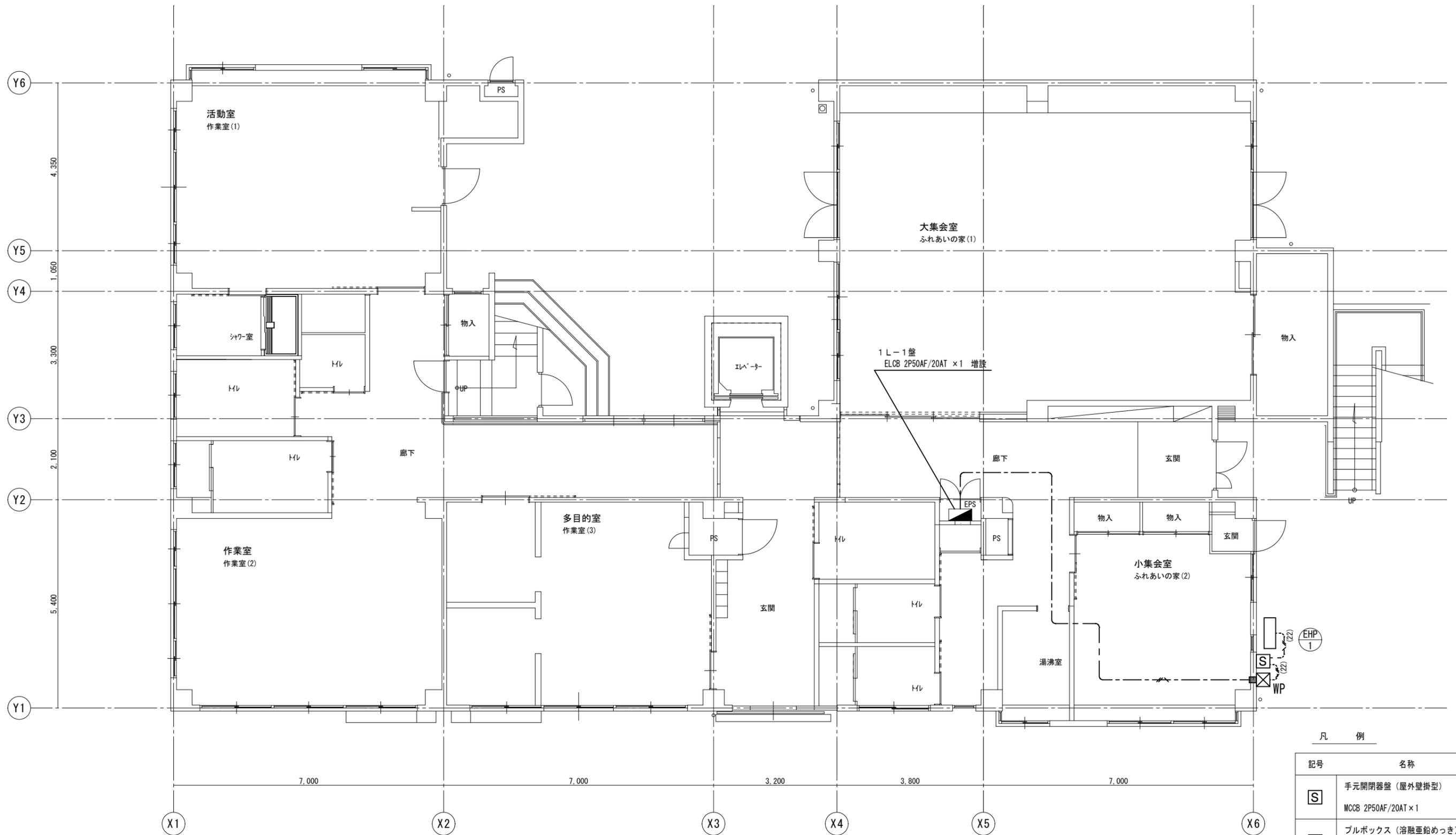
No.

M-14



調布市総務部営繕課

16枚の内



1階平面図（改修後） S=1/100

凡 例

記号	名称
S	手元開閉器盤（屋外壁掛型） MCCB 2P50AF/20AT × 1
WP	ブルボックス（溶融亜鉛めっき） 150 × 150 × 100
■	壁貫通処理
—	EM-EEF2.0-3C（天井内ころがし）
—(22)	EM-EEF2.0-3C（G22）

注 記

- 図示の配管・配線を新設すること。
- 1L-1盤にELCBを新設すること。

件 名 ふれあいの家ほか2箇所調布市染地空調設備改修工事

令和7年度

令和7年8月

No.

1階平面図（改修後）

E-01



調布市総務部営繕課

16枚の内